

## 資料1-6

栃市高第841号  
令和8年3月18日

市内居宅介護支援事業所 管理者 様  
福祉用具貸与事業所 管理者 様

栃木市長 大川 秀子  
(公印省略)

福祉用具貸与における踏み台付き手すりの取扱いについて（周知）

日頃より本市介護保険行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、居宅介護支援事業所の運営指導において、福祉用具貸与における踏み台付き手すりの解釈について、認識の誤りが散見されました。そこで、本市における取扱いについて下記のとおり周知いたします。

### 記

介護保険における福祉用具貸与については、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年3月31日厚生省告示第93号）」において、手すり（取付けに際し工事を伴わないものに限る）が福祉用具貸与の種目として規定されており、段差解消を目的とした踏み台は規定されていません。また、厚生省通知「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年1月31日老企第34号）」によると、複合的機能を有する福祉用具について二つ以上の機能を有する福祉用具については、福祉用具貸与の種目に該当しない機能が含まれる場合、法に基づく保険給付の対象外として取り扱うこととしています。

以上のことから、本市において踏み台付き手すりは福祉用具貸与の給付対象外として取扱っております。なお、次の留意点を鑑みたくえで、福祉用具の選定を行ってください。

### 留意点

- ・ 踏み台なしの手すりを介護保険給付により貸与した上で、その手すりに区分可能な状態で踏み台を自費または福祉用具貸与事業所負担で利用することは可能です。
- ・ 貸与する手すりを選定する過程で、本人の状態像に最も合う形状の手すりが踏み台と一体になっており、踏み台との区分ができない場合は給付対象として貸与可能です。その際は支援経過等に選定の経緯を記載してください。（TAISコードが付いているものに限る）

・段差解消を目的とした踏み台の貸与はできませんが、固定工事を伴う設置の場合は住宅改修として給付の対象となります。被保険者本人の状態像を鑑みたうえで必要と判断された場合においては検討をお願いいたします。

・現在すでに踏み台付き手すりを貸与している場合、貸与品の見直し、住宅改修による段差解消を検討いただき、必要に応じて過誤調整をお願いいたします。

・こちらは栃木市における取扱いとなります。保険者により判断が異なる場合がありますのでご注意ください。

〒328-8686 栃木市万町9番25号

栃木市 高齢介護課 介護保険係

電話：0282-21-2251 メール：kaigo@city.tochigi.lg.jp